

改正	現行
<p style="text-align: center;">高知県民有林林道事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県民有林林道事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>～ [中略] ～</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、納税証明書(全税目のもの)により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。</u></p> <p><u>4 補助事業者(市町村を除く。)は、第1項の申請書を提出するに当たって、別記第2-1号様式により、高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助事業の変更) 第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業について、次の<u>[削除]</u>いずれかに該当する場合は、事前に別記第6号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。  (1) 事業費の変更  (2) 事業量の変更  (3) 事業の内容(路線に変更があった場合を含む。)の変更  (4) 事業に要する経費の配分の変更  (5) 事業期間の延長</p> <p>(実績報告) 第10条 <u>規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第10号様式によるものとし、補助事業が完了したときは、遅滞なく実績報告書2通を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  (1) 経費精算書(別記第11号様式)  (2) 当該事業に関する各種契約書又は請書の写し(提出済のものを除く。)  (3) 当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し  (4) 完成写真<u>(年度内実績の場合を除く。)</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">高知県民有林林道事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県民有林林道事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>～ [中略] ～</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助事業の変更) 第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第6号様式による変更承認申請書2通を知事に提出して承認を受けなければならない。  (1) 事業費の変更  (2) 事業量の変更  (3) 事業の内容(路線に変更があった場合を含む。)の変更  (4) 事業に要する経費の配分の変更  (5) 事業期間の延長</p> <p>(実績報告) 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく別記第10号様式による実績報告書2通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  (1) 経費精算書(別記第11号様式)  (2) 当該事業に関する各種契約書又は請書の写し(提出済のものを除く。)  (3) 当該事業の検査調書又はそれに準ずるものの写し  (4) 完成写真</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

改正	現行
<p>(補助の条件)</p> <p>第13条 補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業によって開設した林道については、林道管理規則を定めて管理しなければならないこと。</p> <p>(4) 補助金交付の翌年度から起算して8年以内に当該林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は補助目的を達成することが困難となるおそれのあるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 市町村以外の間接補助事業者が請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争又は随意契約に付することができる。</p> <p>なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第18号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p><u>(6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</u></p> <p>第15条[略]</p> <p>～ [中略] ～</p> <p>第17条[略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の制定に伴い「昭和48年高知県民有林林道開設改良事業及び林道舗装事業補助金交付要綱」は廃止する。</p> <p>～ [中略] ～</p> <p><u>この要綱は、令和3年 5月 1日から施行する。</u></p> <p>別表第1(第3条関係) [略]</p> <p>別表第2(第6条関係) [略]</p> <p>第1号様式(第4条関係)～第18号様式(第13条関係)</p> <p><u>「印」を削る。</u></p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第13条 補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業によって開設した林道については、林道管理規則を定めて管理しなければならないこと。</p> <p>(4) 補助金交付の翌年度から起算して8年以内に当該林道の全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は補助目的を達成することが困難となるおそれのあるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 市町村以外の間接補助事業者が請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争又は随意契約に付することができる。</p> <p>なお、請負その他の契約をしようとする場合は、契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第18号様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15条[略]</p> <p>～ [中略] ～</p> <p>第17条[略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、昭和48年6月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の制定に伴い「昭和48年高知県民有林林道開設改良事業及び林道舗装事業補助金交付要綱」は廃止する。</p> <p>～ [中略] ～</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>別表第1(第3条関係) [略]</p> <p>別表第2(第6条関係) [略]</p> <p>第1号様式(第4条関係)～第18号様式(第13条関係)</p> <p>[略]</p>

改正

現行

第2-1号様式(第5条関係)

(追加)

誓約書兼同意書

私は、令和 年林道開設(または改良及び舗装)事業の補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- 1 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- 2 農業改良資金貸付金償還金
- 3 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- 4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事名 様

補助事業者名  
(生年月日 )

改正

現行

第10号様式（第10条関係）

第10号様式（第10条関係）

年月日

年月日

高知県知事様

高知県知事様

補助事業者  
住所  
氏名

補助事業者  
住所  
氏名

令和 年度民有林林道事業実績報告書（完成・年度内）

令和 年度民有林林道事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付（変更）の決定通知がありました事業は、令和 年 月 日に下記のとおり完成しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付（変更）の決定通知がありました事業は、令和 年 月 日に下記のとおり完成しましたので、高知県民有林林道事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

記

事業区分		
事業種目		
路線・箇所名		
施行箇所	市 町 大字 字 郡 村	
事業量	全幅員 m 延長 m 数量	
施工期間 または業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
施行方法	請負 委託	
事業費 (補助対象事業費)	円	
内 訳	本工事費	円
	附帯工事費	円
	測量及び 試験費	円

事業区分		
事業種目		
路線・箇所名		
施行箇所	市 町 大字 字 郡 村	
事業量	全幅員 m 延長 m 数量	
施工期間 または業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
施行方法	請負 委託	
事業費 (補助対象事業費)	円	
内 訳	本工事費	円
	附帯工事費	円
	測量及び 試験費	円

(注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。  
2 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第1のとおり。

(注) 1 住所は、市町村が交付申請する場合は省略することができます。  
2 「事業区分」欄及び「事業種目」欄は、別表第1のとおり。

改正

第 11 号様式 (第 10 条関係)

経費精算書 (完成・年度内)

路線・箇所名	事業量 (延長・数量)	事業費の精算額 (補助対象事業費)	補助金の額	備考
		円	円	

内容

(1) 歳入

科目	予算額	精算額	差 引 き		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
補助事業者負担金					
内訳	市町村費				
	分担金				
	負担金				
	借入金				
	寄附金				
合計					

(2) 歳出

科目	予算額	精算額	差 引 き		備考
			増	減	
工事請負費	円	円		円	
内訳	本工事費				
	附帯工事費				
測量及び試験費					
合計					

現行

第 11 号様式 (第 10 条関係)

経費精算書

路線・箇所名	事業量 (延長・数量)	事業費の精算額 (補助対象事業費)	補助金の額	備考
		円	円	

内容

(1) 歳入

科目	予算額	精算額	差 引 き		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
補助事業者負担金					
内訳	市町村費				
	分担金				
	負担金				
	借入金				
	寄附金				
合計					

(2) 歳出

科目	予算額	精算額	差 引 き		備考
			増	減	
工事請負費	円	円		円	
内訳	本工事費				
	附帯工事費				
測量及び試験費					
合計					